

京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定

第1回連絡会議並びに作業部会資料

目次

・京阪萱島駅周辺交通バリアフリー基本構想策定の背景と目的	1
・交通バリアフリー法について	2
・「基本構想」策定の進め方について	4
1．策定の手順	4
2．策定の検討組織と体制	5
3．策定のスケジュール（案）	5

2004年9月1日

寝屋川市まち政策部都市計画室

京阪萱島駅周辺交通バリアフリー基本構想策定の背景と目的

近年、高齢者や身体障害者など誰もが支障無く日常生活をおくることができるバリアフリー（障壁のない）のまちづくりは、国際障害者年（1981年）を契機として、人々の意識が高まるとともに、福祉のまちづくりへの取り組みが広がってきました。

本市においても、平成4年に制定された「大阪府福祉のまちづくり条例」を踏まえ、昭和59年に制定した都市施設等のバリアフリーのガイドラインである「寝屋川市福祉のまちづくり環境整備要綱」を平成5年12月に見直し、不特定かつ多数の社会参加を促進するための福祉のまちづくりに役立ててきました。

また、高齢者や身体障害者など誰もが生活しやすい都市環境を整備促進するため、平成9年に「寝屋川市バリアフリー都市環境整備計画」を策定しました。

このような取り組みのなか、平成12年5月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の推進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が公布され、同年11月から施行されました。

<参考> 福祉のまちづくりに関連する法や条例等の整備の経緯

- ・平成5年...「大阪府福祉のまちづくり条例」の施行
注)平成15年...「大阪府福祉のまちづくり条例」の一部改正及び「施行規則」の施行
- ・平成5年12月...「寝屋川市福祉のまちづくり環境整備要綱（昭和59年制定）」の見直し
- ・平成5年...「道路構造令」の改正（適宜、見直しが行われている）
- ・平成6年...「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン」（昭和58年策定）の改訂
- ・平成6年...「ハートビル法」の制定（平成14年7月12日改正法公布、1年以内に施行）
- ・平成12年...「交通バリアフリー法」の制定

このような法等の整備もふまえ、本市においても、市内鉄道4駅（京阪香里園駅、京阪寝屋川市駅、京阪萱島駅、JR片町線東寝屋川駅）を中心に、高齢者、身体障害者等が安心、便利に暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進していくことが求められています。

このため、平成14年度には、JR片町線東寝屋川駅や周辺地区を対象に、「JR東寝屋川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、現在、この基本構想の実現に向けて、関係機関と事業化のための具体的な取り組みについて検討を進めています。

さらに、本年度は、他の市内鉄道駅周辺の中でもバリアフリー化が急がれています京阪萱島駅を中心とした地区を対象に、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進する「重点整備地区」を設定し、駅や道路などの具体的な整備方向の検討を目的に基本構想を策定します。

特に、バリアフリー化の推進にあたっては、行政と住民及び事業者などの連携と協働が求められます。そのため、基本構想の策定にあたっては、高齢者や身体障害者等をはじめ関係者や市民の意見を十分に把握し、行政と住民及び事業者などの連携と協働のもとに駅や駅周辺地区における一体的なバリアフリー化を推進していくこととします。

交通バリアフリー法について

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)
平成 12 年 5 月 17 日公布、同年 11 月 5 日施行

1. 法律の趣旨

高齢者の方、身体障害者の方、そのほか妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、

駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進します。駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

2. 法律の基本的な仕組み

基本方針の作成

運輸大臣、建設大臣、国家公安委員会及び自治大臣（現在は、国土交通大臣等に変更）が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成します。

交通事業者に対するバリアフリー基準適合義務

交通事業者に対し、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルを新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などを新しく導入する場合に「バリアフリー基準（移動円滑化基準）」への適合を義務づけます。

市町村の主導による地域のバリアフリー施策の推進

ア. 市町村による基本構想の作成

市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅などの旅客施設（「特定旅客施設（注）」）を中心とした地区（「重点整備地区」）について、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができます。

イ. 基本構想に基づく事業の実施

交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施します。

バリアフリー化に関する情報の提供

安心して公共交通機関を利用していただけるよう、駅施設などのバリアフリー化の状況についての情報を提供します。

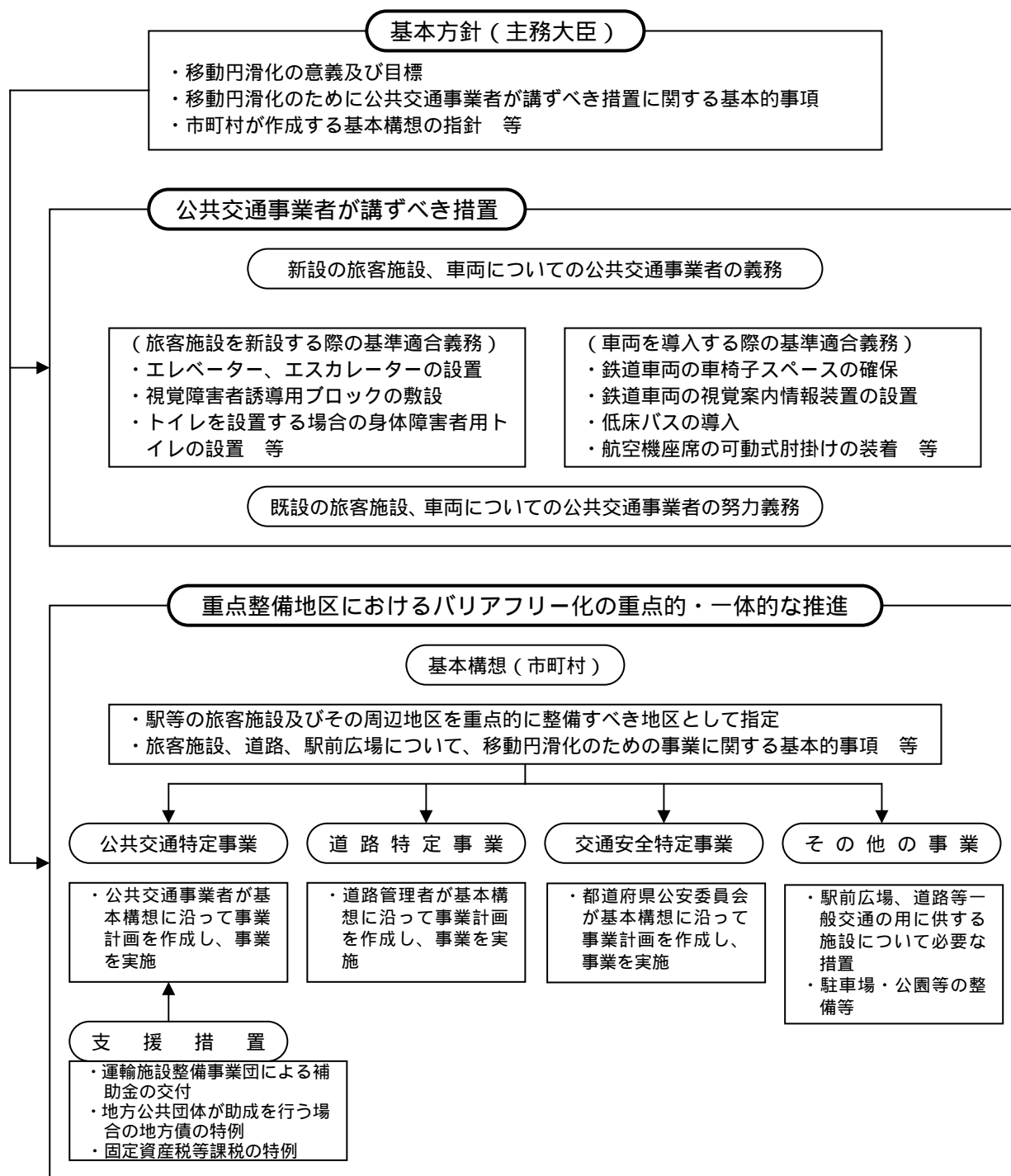
(注) 市町村が基本構想を作成することができる「特定旅客施設」は、次のいずれかの条件をみたす旅客施設です。

ア. 1 日の利用者数が 5,000 人以上の旅客施設

イ. 当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障害者の利用者がア. の旅客施設と同程度と認められる旅客施設

ウ. その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要が特に高いと認められる施設

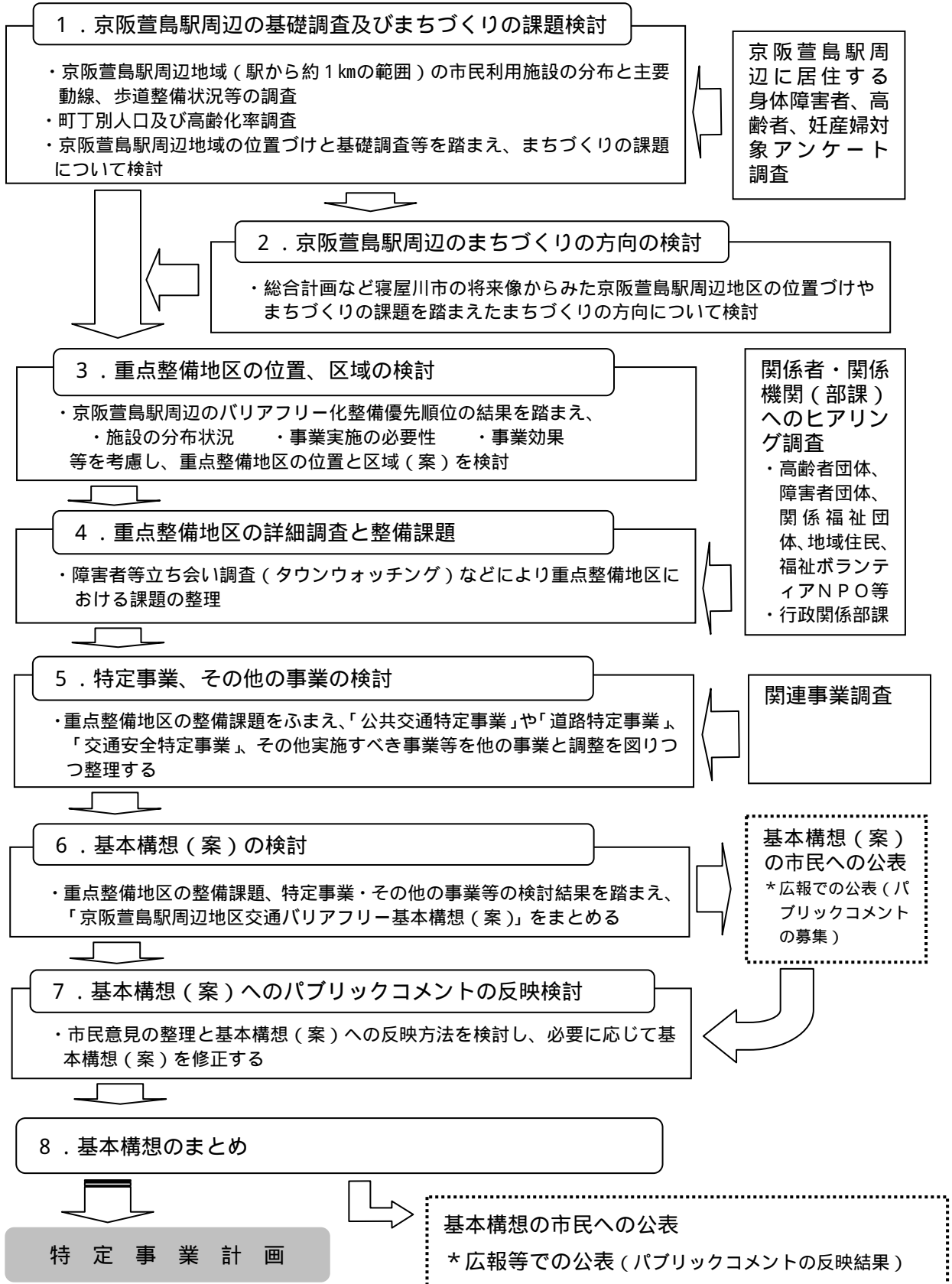
交通バリアフリー法の仕組み



「基本構想」策定の進め方について

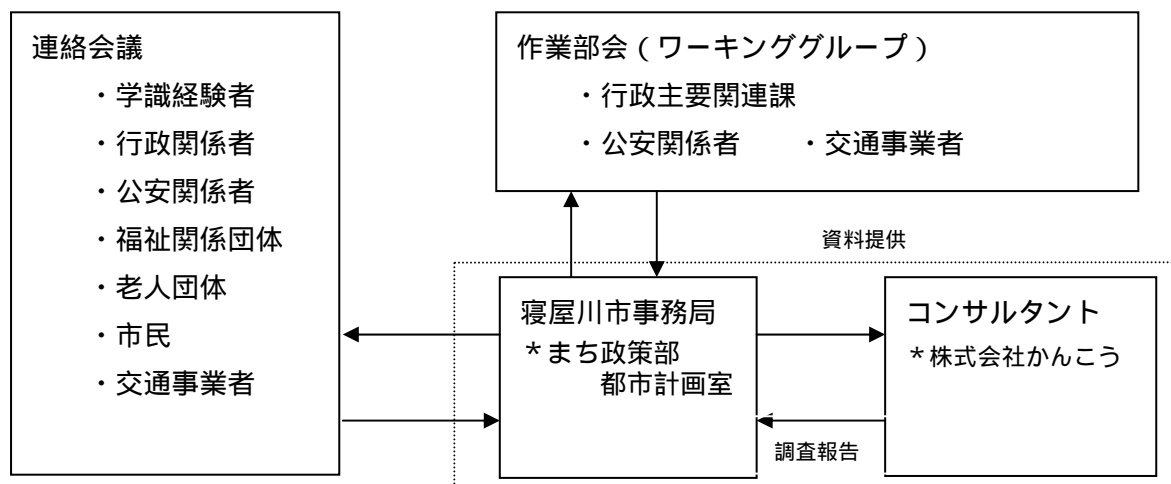
1. 策定の手順

本基本構想は、次の手順に従い策定します。



2. 策定の検討組織と体制

本基本構想は、次のような組織と体制で検討します。



3. 策定のスケジュール(案)

本基本構想は、次のようなスケジュールで策定する予定です。

	連絡会議	作業部会	事務局・コンサルタント作業
2004年 7月			検討の進め方、駅周辺の概況、アンケート調査票案等の検討
8月			駅周辺居住障害者等対象アンケート調査の実施
9月	第1回連絡会議及び作業部会 策定の進め方 アンケート調査(案)	駅周辺地区の概況 タウンウォッチング調査	・重点整備地区の検討
10月	タウンウォッチング調査		・重点整備地区の詳細調査と整備課題、特定事業等の検討 ・基本構想(案)の検討
11月	第2回連絡会議 重点整備地区の検討 重点整備地区の課題整理 特定経路等の検討 基本構想(案)について	第2回作業部会 重点整備地区の検討 重点整備地区の課題整理 特定経路等の検討 基本構想(案)について	基本構想(案)の公表と市民意見の募集
12月			市民意見の整理と基本構想への反映の検討
2005年 1月		第3回作業部会 パブリックコメントと基本構想(案)の修正について	まとめと成果品の作成
2月	第3回連絡会議 パブリックコメントと基本構想(案)の修正について		
3月			